

11月21日

○議長（玉利道満君） ただいまから、平成24年第4回始良市議会定例会を開会します。  
(午前10時00分開会)

○議長（玉利道満君） 本日の会議を開きます。  
本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。  
(午前10時00分開議)

○議長（玉利道満君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、議長において、本村良治議員と笹井義一議員を指名します。

○議長（玉利道満君） 日程第2、議席の指定を行います。  
今回当選されました川辺信一議員と吉村賢一議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって川辺信一議員を12番に、吉村賢一議員を27番に指定します。

○議長（玉利道満君） 日程第3、常任委員等の選任を行います。  
お諮りします。  
今回当選されました川辺信一議員と吉村賢一議員は、委員会条例第8条第1項の規定によって川辺信一議員を産業文教常任委員に、吉村賢一議員を総務常任委員に指名したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。  
したがって、川辺信一議員を産業文教常任委員に、吉村賢一議員を総務常任委員に選任することに決定しました。  
次に、両議員を議員定数等調査特別委員と議会改革推進特別委員に指名したいと思います。  
ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。  
したがって、川辺信一議員と吉村賢一議員を議員定数等調査特別委員と議会改革推進特別委員に選任することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第4、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から12月21日までの31日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から12月21日までの31日間と決定しました。会期日程は配付しています日程表のとおりであります。

**○議長（玉利道満君） 日程第5、諸般の報告を行います。**

市長より、報告第20号 鹿児島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の専決処分についてと、報告第21号 損害賠償の額の決定及び平成24年度始良市一般会計補正予算（第13号）の専決処分について、市監査委員からは例月の現金出納検査の結果報告書が提出されております。

視察の受け入れについて、10月25日、大分県津久見市議会より「高齢者福祉事業」について、10月29日、茨城県水戸市議会より「定住促進事業について」、11月5日、大阪府門真市を含む飯盛霊園組合より「始良斎場について」、11月6日愛知県津島市議会より「障害者支援事業について」、11月13日、長崎県雲仙市議会より「議会広報の編集・発行について」研修の受け入れを行っております。

また、11月22日には、福岡県那珂川町議会より「議会広報の編集・発行について」研修受け入れを予定しております。

議長等の出席した主な行事は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これで、議長諸般の報告を終わります。

**○議長（玉利道満君） 日程第6、行政報告を行います。**

市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

**○市長（笹山義弘君） 登壇**

お手元に配付しております資料に基づき2点ほど行政報告を申し上げます。

まずはじめに、株式会社愛歯への須崎地区公共用地売却につきまして申し上げます。

去る11月15日、株式会社愛歯と本市との間で、本市須崎地区公共用地の宅地約3,700m<sup>2</sup>を売却する土地売買契約を締結いたしました。

同社は現在も加治木町にて事業を行っておりますが、このたび同用地への移転拡大を計画されたところであります。同社は歯の治療に用いる歯科医療用補綴物や義歯などの充填物の製造・販売や補綴物の研究開発を行っている企業であり、今回の移転で、今までの事業に加え、鹿児島大学などとの共同研究開発に取り組む施設などを整備されるとのことであります。なお、操業時間、雇用等については立地協定締結時までに計画される予定であります。

次に、「あいらん家うまいもんフェスタ2012」の開催につきまして申し上げます。

来る12月1日、2日に加音ホール駐車場特設会場で開催いたします「あいらん家うまいもんフェスタ2012」は鹿児島県最大級の食の祭典と銘打ち、B-1グランプリを運営する愛Bリーグに加盟する本県初出店団体や本県内でおなじみのご当地グルメなど22団体の出店を計画しております。

空前のブームとなっておりますご当地グルメ関連イベントとしての誘客効果を見込み、県央始良の立地条件を生かして、県内はもとより、九州全域から2日間で計5万人の集客を目標としております。

これにより、鹿児島県始良市を広くPRし、同時に、ご当地グルメによる地域おこしや交流人口の増加、地域経済の浮揚を図ってまいります。

なお、このイベントに関連しまして、現在市内の飲食業者などで組織するあいらん家うまいもんプロジェクト実行委員会が新たな始良市のご当地グルメの開発に取り組んでおり、このイベントでのお

披露目も予定しております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（玉利道満君） これで、行政報告は終わりました。

○議長（玉利道満君）

- 日程第7、議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第8、議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第9、議案第79号 始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第10、議案第80号 始良市道路の構造の基準等に関する条例制定の件
- 日程第11、議案第81号 始良市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件
- 日程第12、議案第82号 始良市都市下水路の構造等の技術上の基準に関する条例制定の件
- 日程第13、議案第83号 始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件
- 日程第14、議案第84号 始良市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件
- 日程第15、議案第85号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件
- 日程第16、議案第86号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件
- 日程第17、議案第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第18、議案第88号 始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第19、議案第89号 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第20、議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件
- 日程第21、議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件
- 日程第22、議案第92号 始良市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例制定の件
- 日程第23、議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件
- 日程第24、議案第94号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件
- 日程第25、議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件
- 日程第26、議案第96号 始良市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の件
- 日程第27、議案第97号 始良市育英資金条例及び始良市育英事業基金条例の一部を改正する条例の件
- 日程第28、議案第98号 始良市税条例の一部を改正する条例の件
- 日程第29、議案第99号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第14号）

- 日程第30、議案第100号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）
- 日程第31、議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）
- 日程第32、議案第102号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）
- 日程第33、議案第103号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34、議案第104号 市道路線廃止の件（上野崎線）
- 日程第35、議案第105号 市道路線廃止の件（第1帖佐ニュータウン1号線）
- 日程第36、議案第106号 市道路線廃止の件（第1帖佐ニュータウン2号線）
- 日程第37、議案第107号 市道路線認定の件（松原町地内「帖佐第一土地区画整理地内」68路線）
- 日程第38、議案第108号 市道路線認定の件（宮田ケ岡タウン1号線）
- 日程第39、議案第109号 市道路線認定の件（宮田ケ岡タウン2号線）
- 日程第40、議案第110号 市道路線認定の件（宮田ケ岡タウン3号線）
- 日程第41、議案第111号 市道路線認定の件（花タウンはるけ1号線）
- 日程第42、議案第112号 市道路線認定の件（花タウンはるけ2号線）
- 日程第43、議案第113号 市道路線認定の件（花タウンはるけ3号線）
- 日程第44、議案第114号 市道路線認定の件（南加祢ケ原タウン1号線）
- 日程第45、議案第115号 市道路線認定の件（南加祢ケ原タウン2号線）
- 日程第46、議案第116号 市道路線認定の件（南加祢ケ原タウン3号線）
- 日程第47、議案第117号 市道路線認定の件（上野崎線）
- 日程第48、議案第118号 始良・伊佐地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の変更について
- 日程第49、議案第119号 始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止について
- 日程第50、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

及び

日程第51、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件  
までの45案件を一括議題とします。

○議長（玉利道満君） 各提出案件の提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

本議会に提案いたしております議案第77号から議案第119号までの計43件の議案、並びに諮問第1号及び第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まずはじめに、議案第77号から議案第89号までの、いわゆる地域主権一括法に関連する条例の制定及び一部改正にかかわる13件の議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

地域主権一括法の正式な名称は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で、昨年5月に第1次一括法が、また、同年8月に第2次一括法がそれぞれ公布され、本年4月1日から施行されております。それぞれの一括法による主な改正内容につき

ましては、基礎自治体への権限移譲と義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大となっております。

今回、上程いたします地域主権一括法関連議案につきましては、国における義務づけ、枠づけの見直しにより、これまで政省令で定めておりました施設、公物の設置管理の基準につきまして、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて条例で定めることとなったことによるものであります。なお、政省令で定められている基準は、従うべき基準、標準とする基準、参酌すべき基準の3つに分類されており、地方公共団体が条例で定める基準に対し、それぞれ異なる拘束力を有するものとなっております。

市といたしましては、関連する政省令で定められた基準がどのような性格のものであるかを十分検討し、かつ、特に市民生活に影響を及ぼすと考えるものにつきましては、市民に事前に公表し、パブリックコメント制度による意見募集を行った上で、始良市の基準として、本議会に上程しております。

それでは、個々の議案について、その要旨を申し上げます。

まず、議案第77号 始良市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例制定の件については、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準につきまして、国の基準に従って同様の内容で定めるものであります。

内容につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の定員を29人以下と定め、また、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を法人と定めるものであります。

次に、議案第78号 始良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件及び議案第79号 始良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件については、指定地域密着型サービス並びに指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数や当該事業の設備及び運営につきまして国の基準を参酌して検討した結果、その大部分においてこれまでの基準とすることが適切であると判断し、同様の内容で定めるものであります。

内容につきましては、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護などの8種類の指定地域密着型サービスと介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の3種類の指定地域密着型介護予防サービスについて、それぞれのサービスごとに基本方針及び人員、設備、運営等に関する基準を定めるものであります。

次の、議案第80号 始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例制定の件についての市道に係る道路構造の技術的基準及び道路標識のうち、案内標識、警戒標識の寸法等に係る基準、議案第81号 始良市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定の件についての準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準、議案第82号 始良市都市下水路の構造等の技術上の基準に関する条例制定の件についての都市下水路の構造及び維持管理に関して必要な技術上の基準、議案第83号 始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件についての水道の布設工事監督者が監督業務を行う工事の配置基準及び水道技術管理者等の資格基準につきましては、国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準とすることが適切であると判断し、同様の内容で定めるものであります。

内容につきましては、市が管理する市道の構造に関して、道路の区分ごとに必要な技術的基準、市が管理する準用河川における河川管理施設及び工作物のうち、堤防など主要なものの構造についての技術的基準、都市下水路の工事を施工する際の耐久性や安全対策、地震対策等についての技術的基準、監督業務を行うべき水道布設工事の基準や布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の基準を定めるものであります。

次の、議案第84号 始良市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件についての墓地、納骨堂、または、火葬場の経営の基本原則、経営の許可等に係る基準につきましては、当該許可等の事務が市長の権限とされたことに伴い、これまで市の規則で定めていた基準等を条例で定めるものであります。

次の、議案第85号 始良市公園条例の一部を改正する条例の件についての都市公園標準敷地面積、公園施設の建築面積の基準、特定公園施設である園路及び広場、駐車場、便所などの設置基準につきましては、国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準とすることが適切であると判断し同様の内容で定めるとともに、字句の整備等を行うものであります。

内容につきましては、都市公園の住民1人当たりの敷地面積や標準敷地面積、公園施設の建築面積の基準、特定公園施設である園路及び広場、駐車場、便所などの設置基準をバリアフリー法に適合するよう定めるものであります。

次の、議案第86号 始良市営住宅条例の一部を改正する条例の件についての公営住宅等の整備基準及び公営住宅の入居基準につきましては、国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準とすることが適切であると判断し、同様の内容で定めるとともに、字句の整備等を行うものであります。

内容につきましては、市営住宅及び共同施設の整備基準、市営住宅に入居することができる者の収入基準、裁量階層の範囲などを定めるものであります。

次の、議案第87号 始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件、議案第88号 始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件、及び議案第89号 始良市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件における技術管理者の資格に関する基準につきましては、国の基準を参酌して検討した結果、これまでの基準とすることが適切であると判断し、同様の内容でそれぞれ定めるものであります。

改正の内容としましては、始良市清掃センターの設置及び管理に関する条例及び始良市し尿処理場の設置及び管理に関する条例において、第4条の次に1条を加え、一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例においては、第3条の次に1条を加え、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する従前の国の基準と同様の、技術管理者に関する基準を定めるものであります。

これらの条例につきましては、地域主権一括法の附則において、地方公共団体における条例施行については、1年間の経過措置が規定されていること及び市民、事業者等への周知期間を考慮して、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、地域主権一括法に関連する議案13件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

続きまして、議案第90号 始良市暴力団排除条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

暴力団については、昔ながらの恐喝事件や薬物犯罪等を敢行する一方、企業活動や社会運動等を標ぼうして市民生活に大きな影響を与えているところであります。

県内におきましても、県外暴力団の進出が著しく、その姿を表に出すことなく潜在化しながら暴力団同士の勢力争いや資金源獲得のためにさまざまな犯罪を起こしているのが現状と聞いております。

こうした中、鹿児島県では、平成22年4月1日に鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例が施

行されましたが、いまだ、暴力団の活動を完全に封じるに至っておらず、全国的にも草の根的に暴力団を排除する気運が高まっております。

本件は、市民の皆様や事業所の方々と力を合わせ、暴力団に屈しないまちを実現するとともに、青少年に対する暴力団排除教育の推進を図り、安全で安心な市民生活の確保に資するため条例を制定するものであります。

内容としましては、市、市民及び市内事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団に利することのないように、市の事務事業や公の施設の使用を制限することが主なものであります。

次に、議案第91号 始良市公平委員会設置条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

本市の公平委員会事務につきましては、地方自治法第252条の14及び地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、現在、鹿児島県へ当該事務を委託しているところであります。

本件は、合併後3年目を迎えていること、また、合併協議会の意見として、早い時期に、市独自で公平委員会を設置することが求められていたことを踏まえ、今回、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、始良市公平委員会設置条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第92号 始良市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、始良市公平委員会の設置に伴い、地方公務員法第9条の2第12項において準用する同法第31条の規定に基づき、公平委員会の委員の服務の宣誓に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第93号 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体におきまして、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、人材の効率的な任用形態の活用が必要となっており、平成14年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されました。

任期付職員制度は、職員の正式任用としての採用に期限を付する期限付任用であり、多様で柔軟な任用を行うことにより、行政サービスの一層の充実を図るものであります。

今後、地域主権一括法や国からの権限移譲等により業務量の増大が予想される中、本市におきましても、住民サービスを維持していくためには、効率的な人材活用を目的とする任期付職員の採用制度を導入する必要があると考え、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第94号 始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

現行条例の規定では、職員を派遣した場合や長期休職した場合においても、当該職員を定数内の職員として算定していることから、その代替は、原則として臨時職員で対応しております。法改正や新規事業による一時的な業務量の増加等に、今後、任期を定めた職員で対処できるよう、今回、始良市職員定数条例を改正しようとするものであります。

主な改正内容は、今後、職員定数管理の円滑な運用を図るため、第4条で定数外職員の規定を追加し、併任を命ぜられた職員、ほかの地方公共団体や公益法人等に派遣された職員、及び地方公務員法等の定めるところにより、休職することが認められた職員などを定数外の職員とすることができる旨の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第95号 始良市部設置条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本市は合併以降、15部56課の組織体制で業務を行ってまいりました。この組織体制の中で、会計管理部は会計管理者を含め7人、工事監査部は部長を含め5人、行政改革推進室は室長を含め4人の1部1課の少人数の部となっております。

今回の条例改正の内容につきましては、平成22年度策定の始良市行政改革大綱及び23年度策定の始良市組織機構再編計画に基づき、簡素で効率的な組織機構と事務の効率化の観点から、始良市部設置条例で規定している市長部局の1部1課である工事監査部、行政改革推進室及び会計管理部について、部としての位置づけを廃止しようとするものであります。それぞれの部が所管する課について、会計課は地方自治法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理するための補助組織として、独立した課とし、工事監査課及び行政改革推進課は総務部所管の課とするものであります。

次に、議案第96号 始良市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、同法第9条の3に第6項の規定が新たに追加されたことを受け、本条例で引用をしている根拠法の規定に所要の改正を行うものであります。

次に、議案第97号 始良市育英資金条例及び始良市育英事業基金条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本市では、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、始良市育英事業基金条例を制定し、教育の機会均等及び人材の育成を図るため、人物、学業ともに優秀でありながら、経済的理由により、就学困難な学生及び生徒の援助を目的とした育英事業を行っております。

また、育英資金の貸与に関しては、始良市育英資金条例を制定し、高等学校に在学する者には月額1万5,000円を、大学、短期大学、高等専門学校等に在学する者には、月額3万円を貸与しております。

この育英資金の原資については、始良市育英事業基金を運用していることから、今回、関連する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第98号 始良市税条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

現在、市では、寄附金税額控除にかわる個人住民税の対象範囲を共同募金、日本赤十字社及び都道府県、市町村に対する寄附金に限定しております。

特に、東日本大震災後は、その復興財源として、「ふるさと寄附金」という形で数多くの皆様の思いを形に、全国的な義援金運動が展開され、所得控除の幅も拡大されてまいりました。

本件は、鹿児島県税条例等の改正に伴い、市民にとっての公益性の拡充を図るため、個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を広げるものであります。

内容につきましては、新たに税額控除の対象となる寄附金、もしくは、金銭としまして、所得税法、租税特別措置法、学術、慈善、祭祀、宗教等で公益を目的として規定した公益信託ニ関スル法律に規定された寄附金、または、規則において、住民の福祉の増進に寄与するものと定める寄附金を定めるものであります。

次に、議案第99号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第14号）につきましてご説明申し上げます。今回は、衆議院議員選挙にかかる経費を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。お手元の予算書8ページ、総務費の選挙費3,517万4,000円の追加は、12月16日執行予定の衆議院議員選挙にかかる経費であります。



以上、歳出予算について申し上げましたが、補正総額は3,517万4,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は、268億6,644万1,000円となります。この財源といたしましては、6ページから7ページに掲げてありますように、県支出金3,500万円及び繰越金17万4,000円で対処いたしました。

次に、議案第100号 平成24年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。今回は、保険給付費及び償還金を計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。お手元の予算書7ページの保険給付費関係について申し上げます。退職被保険者等療養費240万円の追加は、退職被保険者にかかる療養費の実績見込みによるものであります。

次に、8ページの諸支出金について申し上げます。償還金7万9,000円の追加は、高齢者円滑補助金の平成23年度実績にかかる国庫返納金であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は247万9,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は89億8,794万7,000円となります。この財源といたしましては、5ページ及び6ページに掲げてありますように、療養給付費等交付金240万円及び繰越金7万9,000円で対処いたしました。

次に、議案第101号 平成24年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。今回は、認定調査等費にかかる事務費及び介護給付費等の過不足に伴う補正などを計上いたしました。

歳出の主な補正内容を申し上げます。

まず、総務費関係について申し上げます。お手元の予算書14ページの認定調査等費151万円の追加は、主治医意見書作成手数料が主なものであります。

次に、保険給付費関係について申し上げます。15ページの介護サービス給付費3億5,810万円の追加、16ページの介護予防サービス給付費1,130万円の追加及び18ページの特定入所者介護サービス費4,170万円の追加は、いずれもサービス給付費の増加に伴う不足分の計上であります。

次に、19ページの地域支援事業費関係について申し上げます。包括的支援事業費130万円の追加は、社会福祉法人等から派遣されている社会福祉費の給与負担金で、派遣職員の変更に伴う補正であります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は4億1,410万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は、58億9,756万5,000円となります。この財源といたしましては、6ページから12ページまでに掲げてありますように、国庫支出金1億567万円、支払基金交付金1億1,930万6,000円、県支出金6,171万6,000円、繰入金5,308万1,000円、繰越金7,432万7,000円で対処いたしました。

次に、議案第102号 平成24年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。今回は、地域包括支援センターにおける介護予防計画作成事業費の委託料などを計上いたしました。

まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。お手元の予算書6ページの介護予防サービス計画作成事業費174万円の追加は、ケアプラン作成委託料が主なものであります。

以上、歳出予算について申し上げましたが、これらの補正総額は174万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は、6,998万円となります。この財源といたしましては、5ページに掲げてありますように、サービス収入で対処いたしました。

次に、議案第103号 平成24年度始良市地域下水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。今回は、事業費の不足見込額及び委託料等の不用見込額にかかる補正などを計上いたしました。

歳出の補正内容を申し上げます。お手元の予算書7ページ、総務費の一般管理費163万円の追加は、消耗品費及び修繕料が主なものであります。

以上、歳出予算について申し上げますが、これらの補正総額は163万円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は2億2,010万2,000円となります。この財源といたしましては、5ページ及び6ページに掲げてありますように、基金繰入金154万4,000円及び繰越金8万6,000円で対処いたしました。

次に、議案第104号から議案第117号までの市道路線廃止及び認定の件につきましてご説明申し上げます。

議案第104号 市道路線廃止の件、上野崎線につきましては、街路菅原線整備に伴う既存路線との重複により、起点が変更になることによる廃止であります。

議案第105号 市道路線廃止の件、第1帖佐ニュータウン1号線及び議案第106号 市道路線廃止の件、第1帖佐ニュータウン2号線につきましては、松原町地内（帖佐第一地区土地区画整理地内）にありました路線を区画整理事業完了により廃止するものであります。

議案第107号 市道路線認定の件、松原町地内「帖佐第一土地区画整理地内」68路線につきましては、区画整理事業完了に伴い、区域内の新規市道68路線を一括して新たに路線認定するものであります。

議案第108号 市道路線認定の件、宮田ヶ丘タウン1号線から、議案第110号 市道路線認定の件、宮田ヶ丘タウン3号線まで、議案第111号 市道路線認定の件、花タウンはるけ1号線から、議案第113号 市道路線認定の件、花タウンはるけ3号線まで及び議案第114号 市道路線認定の件、南加祢ヶ原タウン1号線から、議案第116号 市道路線認定の件、南加祢ヶ原タウン3号線までにつきましては、それぞれ開発行爲に伴う寄附に伴い新たに路線認定するものであります。

議案第117号 市道路線認定の件、上野崎線につきましては街路菅原線と重複する部分があり、既存路線の起点が変更になることから既存路線を一旦廃止し、新たに路線認定するものであります。

次に、議案第118号 始良・伊佐地区介護保険組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更につきましてご説明申し上げます。

障害者自立支援法については、平成24年6月に改正法が公布され、25年4月から名称も障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる、障害者総合支援法に改められることになりました。この改正に伴い、当該組合規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第119号 始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の廃止につきましてご説明申し上げます。

これまで、公平委員会の事務につきましては、鹿児島県に委託しておりましたが、先ほどご提案いたしましたように、始良市公平委員会を設置することに伴い、この委託に関する規約を廃止することにつきまして県と協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきましてご説明

申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍をいただいております牛嶋京子氏が平成25年3月31日をもって任期満了となりますので、後任に今村和子氏を委員候補として推薦するものであります。また、同じく人権擁護委員としてご活躍いただいております内村健一氏が平成25年3月31日をもって任期満了となりますので、後任として大迫紀美江氏を委員候補者として推薦するものであります。

候補者の選考に当たりましては、人権擁護委員年齢基準及び人権擁護委員法の趣旨等を十分に勘案し、本市の人権擁護委員として活発な活動が期待でき、かつ、人権擁護について理解のある方を委員候補とすることを念頭に置き人選を進めてまいりました。

今村氏は小学校の養護教諭として39年間、児童・保護者、教職員の相談に積極的にかわり解決に向け努力されてこられました。平成23年3月退職されましたが、退職後は家庭教育学級での講師もされ、これからはさらに、地域のために役に立ちたいと考えておられます。

また、大迫氏は、旧加治木町役場に入庁以来、始良市役所を退職されるまで地域の発展と住民の福祉の増進に努められ、特に、男女共同参画の推進に尽力されてきました。退職後は、自治会長を務める傍ら、鹿児島県男女共同参画地域推進委員として市民のいろいろな人権問題に積極的に関わっておられます。

お二人とも、人柄は温厚誠実で、識見も高く、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として、活発な活動が期待される方であります。今後、その職務を十分に遂行できる最適任者と認め、諮問するものであります。

以上、提案をいたしております議案43件及び諮問2件につきまして、一括してその概要をご説明申し上げますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、お諮りします。

ただいま、提出案件45件について提案理由の説明が終わりましたが、議案第99号を除く、各案件の処理は、12月5日の会議で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号を除く、各案件の処理は12月5日の会議で処理することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 日程第29、議案第99号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○29番（森川和美君） この補正予算は、突然解散された衆議院議員の選挙にかかわる経費だと認識しておりますが、職員の方は、日曜日に投票の立ち会い及び即日開票ということで、夜遅くまでご苦労されているわけですが、県支出金ということで、我が身にあまりこたえないということから、雑なように考えておられると思うんですけども、一般的にですね、議会のサイドも。そうじゃなくて、やはり、このことなんかについても、経費の削減にどのように指示されているのか。よく市長は、最少

の経費で最大の効果ということですが、まずお尋ねしたいのは、この、立ち合いの人数が各投票箇所が、数はちょっと忘れましたが、ここらの配置の、いわゆる規定というのは設けてあるのかどうか、これが1点と、先ほど申し上げたように、開票作業について、どういった迅速な作業が進められてるように指示されてるのか、工夫されてるのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（福寄雄樹君） 選挙管理委員会事務局長の福寄です。よろしくお願ひします。

立会人の定数につきましては、一応現在のところ2名を委嘱しているところであります。定数につきましては、ちょっと今調べてきておりませんので申し上げられませんが。

あと、経費の削減ではどういう工夫をということだったと思うんですが、一応人数的にどうしても今回の衆議院選挙におきましては、小選挙区、比例代表及び国民審査も入りますので、今回はどうしても通常より人数が多くなるかというふうに考えておまして、現在のところ職員は、投票事務58か所ありますが、58か所と本部で335名を一応今回は計画しているところであります。

以上です。

○29番（森川和美君） だから、この58か所、特に今回の選挙の状況は比例と小選挙区ですよ。比例の場合は、約16党、17党ぐらいが出ておる。そういう、特に特別な環境でもあるから、やはり経費をできるだけ抑えるという、その工夫、努力が必要だと思うんですね。

それ、以前、どこの自治体か忘れましたが、今までの時間の3分の1に縮めたという自治体があるんですよ。そこの内容を見てみましたら、皆さん全部ズックを履いて開票の投票開きを、高さを一番いい体勢に整えてたり、あるいは机をいっぱい置いて、終わったところは移動して応援体制に入ると、そういったところ等もあるわけですが、やはりそこらも今後はあらゆる努力、工夫をしていく。今、担当の方が答弁には特に具体的にお話がなかったんですが、やっぱりこういうところも非常に大事だと思ってるんですが、全然そういう指示はないんですかね。

○選挙管理委員会事務局長（福寄雄樹君） 申しわけありません。今、議員がおっしゃったように、開票につきましては、一応、高さを調整するのは行っております。

それと、今回につきましては、一応、備品購入で投票用紙の仕分け作業、投票用紙読取分類機というのを導入させていただきまして、開票時間を短縮できるように努めてまいりたいと思います。それによって、職員の時間外の経費が少し短くなって経費削減になるんじゃないだろうかというふうに考えております。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 今、同僚議員が質疑されましたので、私は、ページを追って……。

この衆議院選挙は12月4日公示で12月16日に投票、開票ということですが、まず8ページの衆議院議員選挙委託金3,500万円は、12月16日ですかね、投開票が行われますけど、この3,500万円はいつ歳入になるのか、それが第1点。

それから、8ページですけど、投票管理者、投票立会人は投票管理者の報酬は73万1,000円となっ

ております。投票立会人は124万2,000円となっておりますが、それぞれ何人でこの投票管理者、投票立会人、報酬はそれぞれ幾らになりますか。

そこの欄の一番下、期日前投票立会人というのがありますけど、合併して始良、加治木、蒲生というふうになっておりますが、期日前投票所はですね、どこどこに何か所設置されるのですか。

あとは、今58か所で335名ということでしたが。

1回目は以上です。

○選挙管理委員会事務局長（福寄雄樹君） お答えいたします。

投票管理者は、58か所58人、1人ずつですので58人。

それから、投票立会人は2名を予定しておりますので、58か所の2名分を計上してあります。

それから、期日前投票所ですが、一応、始良本庁と加治木、蒲生両総合支所を計画しております。3か所です。

投票時間につきましては、始良庁舎が午前8時30分から午後8時まで、加治木、蒲生総合支所が午前8時30分から午後7時までと計画しております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 期日前投票所は3か所ということですが、私が質疑をしたのは、投票管理者と投票立会人ですね、それぞれ何人で、報酬額をお尋ねいたしました。それから、6ページのこの3,500万円はいつ返ってくるのか、これ、財政課長か誰か答えられるんじゃないですかね。

2回目は以上です。

○選挙管理委員会事務局長（福寄雄樹君） 申しわけありませんでした。

歳入につきましては、選挙が終わりまして県のほうに実績報告を出しまして、それから歳入になりますので、まあ、2月、3月ぐらいになるんじゃないだろうかというふうに考えております。

それから、管理者の報酬等につきましては、管理者で1万2,600円、立会人で9,500円であります。以上です。

○5番（田口幸一君） もう3回目ですから……。

その額はわかりました。1万2,000幾らとですね。

この8ページのこの3,500万円は実績報告を出して2月、3月ごろに入ってくるのではないかと、今、事務局長は答弁されましたけど、職員の時間外勤務手当というのは、12月に勤務すれば1月に支給されるんじゃないんですか。そうじゃないですかね。12月16日に勤務される、日曜日丸1日夜間までだと思っんですよ。2日間にわたって勤務される方もおられると思っんですが。それまでの3,500万円の県のこの委託金が2月から3月ごろ入ってくるというふうになれば、これは始良市が立てかえるということになるんですかね。時間外勤務手当とかそのほか、ここに、8ページに、もろもろの職員手当とか賃金と報償費とか旅費、役務費、大きなのは投票箱、投票所借上料ほか、431万9,000円、選挙用機材ちゅうのは578万4,000円と、これらのお金はその2月、3月ごろ入ってくる。どうして支払うんですかね。こういうのは選挙管理委員会事務局長よりも総務部次長兼財政課長が詳しいんじゃないんですか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） お答えいたします。

ただいま、県の委託金の、県からの入ってくる時期ということでご質問がまずございました。これにつきましては、他の土木事業にしろ、他の農林関係にしましても、どうしても先にお支払いというのは市民の方の立合人の方にしろございますので、どうしても先にお支払いしなければならないと考えておりますので、立てかえというのはやむを得ないかなど。ただ、実績報告をしました後、できるだけ早期に県からの受入れができますように、事務局のほうにはまたお願いしたいと考えております。

それから、1点、訂正をお願いしたい点がございまして。ただいま投票立会人の金額を9,000何がしと申し上げましたけれども、1万700円だったと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（里山和子君） 今回の選挙は、政権与党である民主党がマニフェスト違反をしたために離党者が大変多くて、国民の生活が第一とかはじめ、それと第三局が維新の会をはじめとして、いろいろたくさん政党が14から15ぐらいできておまして、大変、国民がどこに投票したらいいのかということ迷っているというふうに報道されているんですけども、それに、そういうことがある一方では、大変、憲法改悪にもつながるような大変重要な日本の進路をとというような重要な選挙になってるんですけども、その点で、選挙管理委員会として、投票率がその間どのように始良、旧3町でどのように動いてきているのか、で投票率を下げたらいけない、上げないといけないと思うんですけども、そのための選挙管理委員会としての活動費というなのが、あまり組まれているように見えないんですけども、そういったことについて、もうちょっとこう積極的にですね、宣伝とかされる必要があるのではないかなと思うんですけど、繰越金あたりを使ってそのようなことは考えられなかったのかどうかについてお尋ねいたします。

○選挙管理委員会事務局長（福崎雄樹君） 今回につきましては、一応、解散から短いということもありますし、12月3日の市報に掲載するというところしか今のところしておりませんでした。

以上です。

○23番（里山和子君） 今回はこのようなことになってるんですけども、今後そのようなことも真剣に考えて選挙管理委員会の活動というものを、投票率が上がるような形で積極的に考えていかれるべきだと思うんですけども、そのあたりどうでしょうか。市長にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 選挙行為というのは国民の当然の義務でございまして、それで今回の選挙につきましては、期間が大変短いということもございまして。そういうことから、それらの広報、選挙公報ということについて、どのようにするかということについても、かねての選挙より大変時間がない中で、厳しい作業があるというふうに思います。まあ、しかし、そうであっても投票率を上げるためのいろいろな呼びかけということにつきましては、この予算を伴わない方法でいろいろと広報もできようというふうに思いますので、それらを駆使しながら努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございませんか。

○17番（上村 親君） 2点ほどお尋ねをいたします。

まず第1点は、事務局長のほうにお尋ねしますけれども、きょう、今から採決が行われるわけですが、来月4日の公示に向けて335名、こういう職員配置をしないとイケないんですが、その短期間にこれだけの職員の配置ができるのかどうかですね。

それから、総務のほうにはですね、15、16、投票日の前日、準備があると思うんですけど、そして投開票が16日ですね、職員の皆さんもそれに携わる人たちも出てくると思うんですが、15、16、そして、17日は月曜日、加えて我々は12月議会の真っ最中と、そういった期間の中で非常に無理が生じてくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、15、16に立会いなりそういったところで出勤された方、そういった人たちの取扱いはどのように考えていらっしゃるかどうかですね。それと、その件についてお答えいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（福寄雄樹君） 職員の配置につきましては、どうしてもやらなければなりませんので、選管の職員と一緒にになって配置をしまして、皆さんに流したいというふうに考えております。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、確かに議会開催中でもありますし、また年末の中で職員にも無理をして頑張ってもらわなければならないと思っております。時間外等は出しますが、当然出しますが、今言いましたように無理を承知の上でお願いするというので、乗り切りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（玉利道満君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） これで質疑を終わります。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第99号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから議案第99号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（玉利道満君） 起立全員です。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） 日程第52、発議第11号 始良市議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

○議長（玉利道満君） お諮りします。

ただいま議題となっております発議第11号は、会議規則第37条第3項の規定によって趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。発議第11号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

議会運営委員長、登壇してください。

○議会運営委員長（法元隆男君） 登 壇

○議長（玉利道満君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 質疑なしと認めます。

委員長は降壇をしてください。

○議長（玉利道満君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 討論なしと認めます。

○議長（玉利道満君） これから発議第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（玉利道満君） ここでしばらく休憩します。

(午前11時08分休憩)

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時13分開議)



○議長（玉利道満君） お諮りします。ただいま市長から、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いをます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。議案第120号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議長（玉利道満君） 追加日程第1、議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第120号 平成24年度始良市一般会計補正予算（第15号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回は、保育所への児童措置費や給付費の増加に伴う介護保険事業特別会計への繰出金、デジタル防災無線整備事業など実績変動に伴う補正などのほか、テレビ共聴アンテナ施設等整備事業、県単道路整備事業など、国、県補助事業の事業費及び補助金額の変更に伴う所要の経費並びに給料、共済費など、人件費にかかる補正予算などを計上いたしました。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出の主な補正内容を申し上げます。なお、給料、共済費などの人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきます。

総務費関係について申し上げます。

22ページの文書広報費770万円の追加は、例規集追録費用及び後納郵便料であります。財産管理費4,221万9,000円の追加は、須崎地区公共用地を購入する経費であります。情報管理費745万3,000円の追加は、デジタルテレビ放送の難視聴地域において、共聴施設整備を行う2つの組合に対する補助金が主なものであります。加治木総合支所費609万3,000円の追加は、加治木町港町地区の地域振興事業に伴う測量設計業務委託料が主なものであります。

24ページの賦課徴収費400万円の追加は、市税過誤納還金であります。

次に、27ページの民生費関係について申し上げます。障害福祉費1,070万7,000円の追加は、障害者自立支援給付費などの国、県に対する精算返納金が主なものであります。高齢者福祉費211万9,000円の追加は、県の地域支え合い体制づくり事業費補助金を受けて、地域診療、介護予防の拠点施設として、旧堂山小学校及び北山生活改善センターの施設を改修するための工事請負費が主なものであります。介護保険費5,319万5,000円の追加は、介護保険特別会計保険事業勘定への繰出金が主なものであります。社会福祉施設費5,044万8,000円の追加は、グループホームの新設などに対して補助を行う介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金であります。

28ページの児童措置費180万3,000円の追加は、児童扶養手当等交付金の精算返納金であります。児童福祉施設費9,695万9,000円の追加は、始良市立以外の保育所への入所措置費及び蒲生大楠児童クラブが使用するためのプレハブ移設委託料が主なものであります。

29ページの生活保護扶助費1,711万1,000円の追加は、生活保護費等国庫負担金の精算返納金であ

ります。

次に、32ページの農林水産業費関係について申し上げます。畜産業費660万8,000円の追加は、鶏舎新設に対して補助を行う鶏卵・鶏肉生産効率化事業補助金であります。農地費1,277万円の減額は、事業費の確定に伴う県営用排水施設整備事業負担金が主なものであります。

次に、35ページの土木費関係について申し上げます。道路新設改良費892万6,000円の追加は、事業費の確定に伴う県単道路整備事業費負担金であります。

36ページの建築住宅管理費299万5,000円の追加は、市営住宅の修繕料が主なものであります。

次に、37ページの消防費関係について申し上げます。災害対策費5,000万円の追加は、加治木地区の防災無線設置工事費の追加計上分であります。

次に、教育費関係について申し上げます。39ページ、小学校費の学校管理費100万円の追加及び40ページ、中学校費の学校管理費200万円の追加は、学校施設の修繕料であります。

41ページの幼稚園管理費216万2,000円の追加は、平成25年度から3歳児保育を開始する加治木幼稚園及び建昌幼稚園の、エアコン設置工事費並びに教材備品購入費が主なものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は3億5,773万2,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は272億2,417万3,000円となります。この財源といたしましては、11ページから20ページまでに掲げてありますように、国庫支出金5,513万1,000円、県支出金9,399万2,000円、繰越金1億4,219万3,000円、市債4,800万円などで対処いたしました。

次に、第2条、6ページの繰越明許費について申し上げます。事業内容の精査、設計等に時間を要し、さらに事業費の追加が必要になったことにより、翌年度に事業完了となる防災無線デジタル化整備事業について、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、第3条、7ページの地方債補正について申し上げます。地方債補正につきましては、消防防災施設整備事業ほか、各種事業費の追加及び財源変更等に伴い、限度額をそれぞれ変更するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（玉利道満君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本案の処理は12月5日の会議で行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（玉利道満君） 異議なしと認めます。

したがって、本案の処理は12月5日の会議で処理することに決定しました。

○議長（玉利道満君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、11月26日午前9時から開きます。

（午前11時22分散会）